

品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組 ～「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」等を策定～

国土交通省 大臣官房 官庁営繕部 整備課*

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が改正され、建築設計業務を含む「調査等」が法律の対象として位置づけられた。これを受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組を紹介する。

1. はじめに

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）（以下、「品確法」という。）が改正され、建築設計業務を含む「調査等」が法律の対象として位置づけられた。国土交通省官

庁営繕部では従前から、官庁営繕事業に係る設計等の品質を確保するために様々な取組（図－1）を進めてきているが、本稿においては、品確法改正を受けた最近の取組について紹介する。

令和2年6月1日時点

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の改正（令和元年6月14日）を受けた、官庁営繕事業に係る設計業務等の取組は以下のとおり。【ポイント：主な項目に対する取組を整理。赤字が改正後の取組。】

主な項目	品確法・基本方針・運用指針	官庁営繕の取組
【業務発注段階】 ① 予定価格の適正な設定 ② ダンピング受注の防止 ③ 履行時期の平準化 ④ 適正な履行期間の設定 ⑤ 適切な入札契約方式の選択と技術的能力の審査	・履行の実態等を的確に反映した積算を行う ・最新の業務履行の実態等を踏まえて積算基準を見直す ・適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定する ・計画的な発注、繰越明許費や債務負担行為の活用により、実施の時期の平準化を図る ・労働条件が適正に確保されるよう、適正な履行期間を設定する	※赤字は確法改正R1.6.14以降の取組 ○「官庁施設の設計業務等積算基準及び同要領」制定（H21.4、H31.2改定） ○「低入札価格調査基準」設定（H19.4～） ○「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」作成（R2.3） [適正な履行期間の設定 履行時期の平準化と適切な業務発注] ○原則全ての新築設計業務におけるプロポーザル方式の採用（H6.6～） ○「建築設計業務委託の進め方」作成（H30.5） ○若手技術者の配置促進の取組の試行（R1.7～）
【業務履行段階】 ⑥ 条件明示と適切な変更 ⑦ 履行状況の確認 ⑧ 情報通信技術（ICT）を活用した生産性向上	・適切に設計条件を明示する ・必要と認められるときは、設計仕様書の変更及びこれに伴い必要となる契約額や履行期間の変更を適切に行う ・休日明け日を依頼の期限日にしない等のウイークリスタブスの適用等により、履行状況の確認を適切に実施する ・BIM/CIMや三次元データを積極的に活用するとともに、情報共有システム等の活用の推進に努める	○「官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式」制定（H27.3） ○「建築設計業務等変更ガイドライン（案）」作成（R2.3） ○「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」作成（R2.3）[再掲] [手戻り防止のための設計業務プロセス管理 業務環境の改善と生産性向上] ○BIMを用いた基本設計図書を作成及び納品の試行（R1.4～） ○一貫したBIMの活用を前提とした設計図書の作成及び納品等の試行（R2.4～）
【発注者間の連携】 ⑨ 業務実績及び成績評定結果の相互活用 ⑩ 発注者の支援	・業務実績等についてはPUBDIS等を積極的に活用し、発注者間での情報共有に努める ・業務成績評定については、評定結果の発注者間の相互利用を促進する ・発注関係事務を適切に実施することができる者の選定を支援するとともに、その者の育成・活用の促進に努める	○PUBDISによる業務実績及び成績評定結果のデータベース化と発注者間での情報共有（H7～（評定結果はH24～）） ○成績評定の標準化と評定結果の相互利用の促進（H24～） ○「発注者支援業務事例集」作成（H19.5、最終更新H30.5） ○「発注者支援業務等業務委託様式事例集」作成（R1.6）

図－1 品確法改正を受けた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組

*03-5253-8111（代）

2. 「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」の作成

国土交通省官庁営繕部では、建築設計業務の受注者の働き方改革を後押しするため、発注者として留意すべき事項をとりまとめた「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を令和2年3月に作成した（図-2）。

ガイドラインは、建築設計三会^{*1}との意見交換を踏まえ、建築設計業務の発注者が受注者の働き方改革に配慮した業務委託を実施するために留意すべき事項をまとめている。

ガイドラインの章構成は次のとおりである。

- [1] 適正な履行期間の設定
- [2] 手戻り防止のための設計業務プロセス管理
- [3] 業務環境の改善と生産性向上
- [4] 履行時期の平準化と適切な業務発注

具体的な内容として、[1] 適切な履行期間の設定を例に記載内容を紹介する。

[1] 適正な履行期間の設定

○設計条件及び委託する業務内容を明確化した上で、基本設計、実施設計及び積算のそれぞれに要する期間を適切に積み上げ、過去の実績^{*2}等を参考

- にしつつ、実情に応じた履行期間を設定する^{*3}。
- 建築物の規模や用途、設計の難易度・複雑度、事業の特性等を考慮する。
- 週休2日の確保、祝日、年末年始、夏季休暇等による不稼働日を考慮する。
- 次に示す調整等の時期及びこれらに要する期間を考慮する。
 - ・計画通知や各種法令・条例に基づく許認可等に係る手続
 - ・施設管理者との協議及び調整
 - ・都市計画等の調整・手続、近隣説明等
 - ・利用者や関係者とのワークショップ等による合意形成
 - ・発注者による設計・積算内容の確認、審査等
- 敷地測量及び地盤調査は、設計工程に影響しないよう、適切な時期に計画し、実施する。

3. 若手技術者の配置促進の取組の試行

設計業務等においても、品確法の理念の一つである公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮した取組がこれまで以上に求められることとなった。

このため、各地域の実情や業務の性格等を踏まえ、

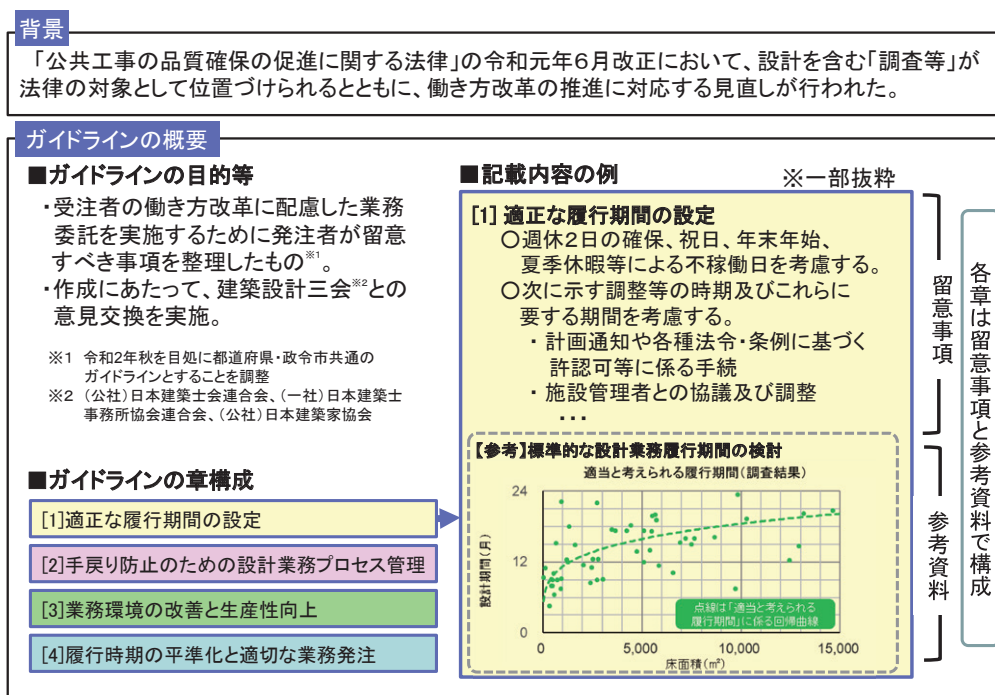
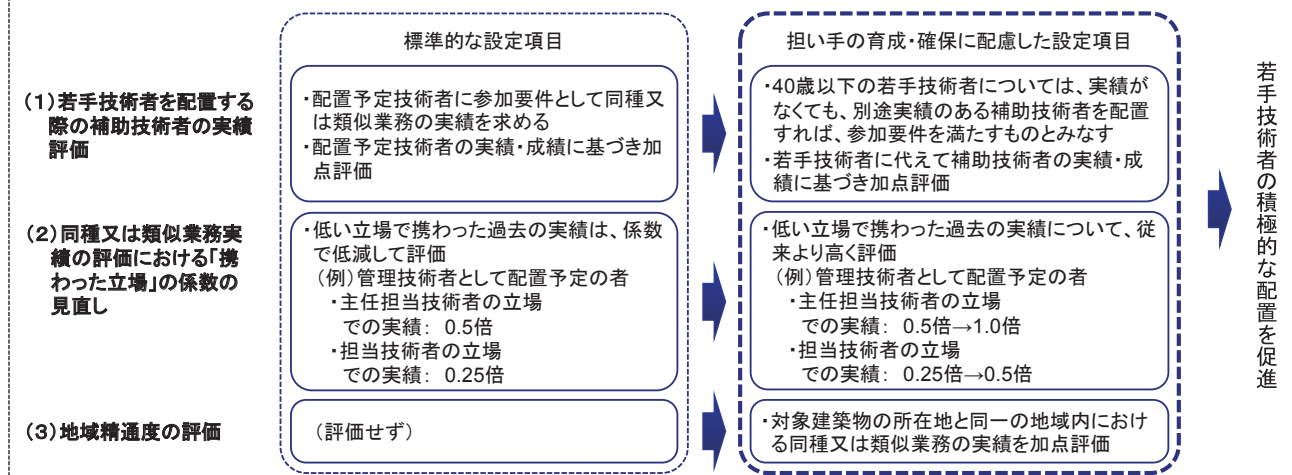


図-2 働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン（概要）

東北地方整備局営繕部の取組例

東北地方整備局営繕部では、一般競争総合評価落札方式(簡易型)で発注する改修設計・工事監理業務等において、次の試行的取組を行っている。



図－3 建築設計業務等の発注における担い手の育成及び確保への配慮の取組

地方整備局営繕部の設計業務等の発注において、必要に応じて担い手の育成及び確保に配慮した評価基準及び得点配分^{*4}を設定する試行的取組を令和元年7月より開始した。

具体的な内容として、東北地方整備局営繕部の取組例を紹介する(図－3)。東北地方整備局営繕部では、一般競争総合評価落札方式(簡易型)で発注する改修設計・工事監理業務等において、次の試行的取組を行っている。

- [1] 若手技術者を配置する際の補助技術者の実績評価
- [2] 同種又は類似業務実績の評価における「携わった立場」の係数の見直し
- [3] 地域精通度の評価

4. 「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」作成

品確法が改正され、建築設計業務等を含む「調査等」について、「必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」(同法第7条第1項第7号)が規定された。

これを踏まえ、国土交通省官庁営繕部では、建築設計業務等の委託契約における変更手続について、受発注者による理解の促進と円滑な実施のため、新

たに「建築設計業務等変更ガイドライン(案)」を作成し、地方支分部局に対してこれを参照しつつ適切に発注関係事務を運用するよう令和2年3月に通知している。ガイドラインの詳しい内容については、以下HPに公表している。

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr4_000017.html



5. おわりに

国土交通省官庁営繕部では、品確法を踏まえたこのような取組が広く普及するよう、公共建築の発注者に対しても積極的に情報提供を行っている。今回紹介した取組を含め、品確法改正等を踏まえた官庁営繕事業に係る設計業務等の取組が広く参照されることにより、公共建築の品質の確保につながることを期待する。

- ※1 (公社)日本建築士会連合会、(一社)日本建築士事務所協会連合会、(公社)日本建築家協会
- ※2 過去の実績は履行期間が妥当であったか確認の上用いる。特殊な建築物など過去の実績がない場合は、適宜他の発注者の事例等を参照する。
- ※3 手続期間を含め年度内に履行期間が収まらない場合は、債務負担行為の活用等により、適正な履行期間の確保に努める。
- ※4 「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」(平成31年3月25日付け国営整第204号ほか)に標準的な設定例等を示している。